

# 第14回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2023年12月19日（火曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

## 開催場所

東京都千代田区外神田一丁目1番8号  
東芝万世橋ビル 5階  
TKP秋葉原カンファレンスセンター ホール5A  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

## 議 案

第1号議案 取締役6名選任の件  
第2号議案 会計監査人選任の件

## 目 次

第14回定時株主総会招集ご通知 .....	1
事業報告 .....	5
計算書類 .....	27
監査報告 .....	39
株主総会参考書類 .....	43

### 株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使  
くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

2023年12月18日（月曜日）午後6時30分まで

証券コード 7386  
2023年12月 4日  
(電子提供措置の開始日) 2023年11月27日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目1番1号  
ジャパンワランティサポート株式会社  
代表取締役社長 庄 司 武 史

## 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jpwsp.com/ir/meeting/>



【株式総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7386/teiji/>



書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年12月18日（月曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年12月19日（火曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都千代田区外神田一丁目1番8号  
東芝万世橋ビル5階 TKP秋葉原カンファレンスセンター ホール5A

（開催場所が前年と異なっております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。）

3. 目的事項  
報告事項

第14期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件  
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 書面（郵送）による議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  3. 書面（郵送）及びインターネットにより議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効なものとして、また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  5. 本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
  6. 決議通知につきましては、書面による交付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

<議決権行使についてのご案内>

・書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**議決権行使期限（2023年12月18日(月曜日)午後6時30分まで）**に到着するようご返送ください。

・電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

3頁から4頁に記載の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力の場合、**議決権行使期限（2023年12月18日(月曜日)午後6時30分まで）**にご返信ください。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年12月19日（火曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年12月18日（月曜日）  
午後6時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年12月18日（火曜日）  
午後6時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

（印字欄）

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

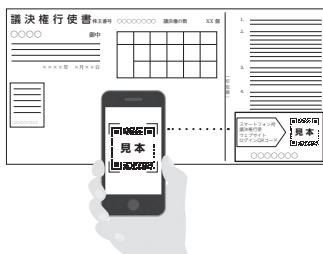
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

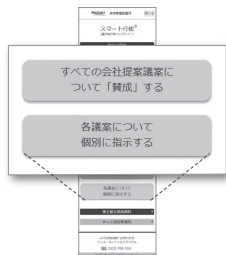
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

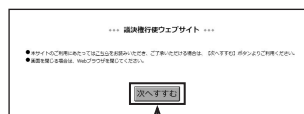
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

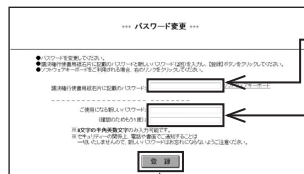
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00～21:00)

# 事業報告

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことを背景に、人流の拡大やインバウンド需要の増加等により、緩やかに回復しています。また、消費者物価は上昇基調にあるものの、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、景気回復の継続が期待されています。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢を巡る地政学的リスクの長期化、外国為替市場における円安基調の強まりの影響等で資源価格・原材料価格の高騰が続き、依然として先行きは不透明な状況となっております。

この間、新設住宅着工戸数は、人口・世帯数の減少や住宅余りの状況等を理由に、長期的に漸減傾向で推移しています。その一方、既築住宅数の増加に加え、経年劣化に伴う修繕需要や住生活空間の充実を図るようなリフォーム需要が長期的にも底堅く推移することが見込まれ、新設住宅市場を事業の中心としてきた参入事業者は、これまで以上に新築市場から既築市場に移行すると考えられます。

このような事業環境の中、当社は主力商品である、新品住宅設備の延長保証サービス「あんしん修理サポート」の他、カギ・水回り・ガラスの緊急駆けつけサービス「あんしん住宅サポート24h」、中古住宅設備の保証サービス「リユース修理サポート」、住まいの長期保証バックアップサービス「スマイノミライ」、住宅の点検やリペアなど、住宅に関するアウトリーチをワンストップで対応する事業環境を整えました。また、太陽光発電や蓄電池、V2Hなどの再生可能エネルギー関連設備の延長保証の展開強化を進めております。その他、BPO事業の営業拡大、本格稼働を進め、更なる事業展開を行っております。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,664,148千円（前期比15.1%増）、営業利益618,592千円（同11.3%増）、経常利益668,063千円（同21.3%増）、当期純利益454,153千円（同26.7%増）となりました。

なお、当社は住宅設備機器の延長保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

- ② 設備投資の状況  
当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は770,907千円で、その主なものは、投資不動産の購入767,844千円であります。
- ③ 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2020年9月期)	第 12 期 (2021年9月期)	第 13 期 (2022年9月期)	第 14 期 (当事業年度) (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	1,057,320	1,251,472	1,446,310	1,664,148
経 常 利 益 (千円)	449,542	493,889	550,544	668,063
当 期 純 利 益 (千円)	293,607	321,899	358,338	454,153
1株当たり当期純利益 (円)	146.80	160.95	176.82	203.67
総 資 産 (千円)	7,001,167	8,441,020	9,857,265	11,005,705
純 資 産 (千円)	697,703	1,139,589	1,574,796	2,129,160
1株当たり純資産 (円)	347.74	568.68	749.92	917.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2022年2月15日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	780百万円	63.3%	役員の兼任 当社と業務委託契約を締結

- (注) 親会社であるジャパンベストレスキューシステム株式会社と業務委託契約に係る取引価格は一般の取引価格を参考に決定しており各年度に取締役会にて決議しております。なお、当社取締役会は同社との取引の内容が公正なものであり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。



#### (4) 対処すべき課題

当社は住宅設備機器の延長保証事業を展開しております。市場全体として同事業の認知は拡大しており、住宅設備機器供給業界でのシェア確保や競合他社に対する優位性の継続的な確保が必要と考えております。

また、同事業はストック型ビジネスであり安定的な収益を上げることが可能ですが、当社の一層の成長のためには、同事業の拡大のみでなく、当社が培ったサービスのノウハウを活かしたフロー型ビジネスへの本格参入も必要と考えております。

なお、ストック型ビジネスとは一括にて収受した保証料を保証期間に応じ按分し収益を認識するビジネス、フロー型ビジネスとはサービス提供と同時に収益を認識するビジネスと当社は定義しております。

こうした方針のもと、当社の対処すべき課題は①新たな集客戦略・販路拡大、②新規事業の開発、③ITシステムの向上及び業務効率化、④優秀な人材の確保及び育成、⑤激甚災害等への対策と考えております。

##### ① 新たな集客戦略・販路拡大

###### a 新築住宅市場における販売促進

当社は大手ハウスメーカーを中心とした新築住宅請負、分譲住宅供給会社、マンションデベロッパー等、戸建て・マンションにおける新築住宅事業者に対して、親和性の高い駆け付けサービス、申込方法簡略化、コールセンターの一括代理等を付帯することで差別化を図っております。

新築住宅市場においては、今後少子高齢化・人口減少に伴い着工戸数の減少が見込まれるため、当社サービスに新築住宅事業者とエンドユーザーのニーズをマッチさせる付加価値を付けることで、マーケットシェア拡大に取り組んで参ります。

###### b リフォーム市場における販売促進

住まいの選択肢の多様化に伴うリノベーションやサステナブルな社会への関心の高まりを背景に、リフォーム需要が高まっています。リフォーム市場においても新築住宅市場と同様、カギ・水まわり・ガラスの緊急駆け付けサービスといった親和性の高い付加価値を付けたサービス等によりリフォーム専門事業者並びに新築住宅事業者のリフォーム部門への販路拡大、マーケットシェア拡大に取り組んで参ります。

### ｃ 中古住宅市場・既存住宅市場における販売促進

政府においても2021年3月に閣議決定された新たな「住生活基本計画(全国計画)」に示されている通り、中古住宅の資産価値を高める取り組みや既存住宅流通市場の環境整備が進められており、中古住宅市場の拡大が見込まれます。当社としても、新築及びリフォーム施工時に附帯する住宅設備保証に加え、中古住宅の売買契約時を保証始期とする保証サービスの導入を進めております。また、こちらのサービスは賃貸住宅オーナー等、多数の設備機器を所有するユーザーの設備機器修理代を平準化させるものとしても販売促進を行って参ります。

### ② 新規事業の開発

新築住宅の設備保証のみでは競合他社に明確な差別化戦略を取ることに限りがあるため、当社は今後、設備保証のみならず、設備保証運営において培ったノウハウを基に住宅、暮らしの全体をマーケットとしたサービス展開を推進して参ります。

### ③ ITシステムの向上及び業務効率化

当社は今後の会員数増加や事業拡大、事業環境の変化等に対応するためにITシステムに対する投資を行っております。また同時に保証登録から請求、エンドユーザーからの修理受付、メーカーへの修理依頼といった延長保証に関する一連の多様化した業務を見直し、システム化を進めることで業務効率化・迅速化を推進し、質・スピードの向上が実現できる環境整備を進めて参ります。

### ④ 優秀な人材の確保及び育成

当社は今後の事業拡大や継続した発展のために優秀な人材の確保及び育成が不可欠であると認識しております。そのため、当社の求める専門性や資質を兼ね備えた人材の登用を進めるとともに、各種社内研修の実施等による継続的な成長促進、働きやすい職場環境の整備に取り組むことで、優秀な人材の確保及び育成を進めて参ります。

### ⑤ 激甚災害等への対策

当社は、自然災害や事故に備え、コールセンター機能を業務委託先の提携会社に委託することでリスクを回避しております。またコールセンター以外の役割についても決議事項のデジタル化、テレワーク体制の整備等、様々なリスクに対応できる体制の整備を進めておりますが、今後も対応力を増強すべく、対策を進めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

当社の主な事業内容は、住宅設備機器の延長保証であり、住宅設備機器メーカーの保証終了後の故障やトラブルのサポートを実施しております。

(6) 主要な営業所 (2023年9月30日現在)

本 社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル7階
本 部	愛知県名古屋市中区錦一丁目5番11号 名古屋伊藤忠ビル4階

(7) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)

使用人数	前事業年度末比 増 減	平均年齢	平均勤続年数
33名	6名増	34.7歳	3.0年

(注) 1. 使用人数は就業人員及びパート等であります。

2. パート等から社員として採用された者の勤続年数には、パート等として勤続した期間も含めております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2023年9月30日現在)

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,303,000株 |
| (3) 株主数      | 722名       |
| (4) 大株主      |            |

株主名	持株数	持株比率
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	1,457千株	63.3%
庄司武史	68	3.0
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCONT	68	3.0
BNYM SA/NV FOR BNYM GCM CLIENT ACCT M ILM FE	39	1.7
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	38	1.7
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	31	1.4
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	30	1.3
八田拓士	30	1.3
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	29	1.3
株 式 会 社 S B I 証 券	27	1.2

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (148株) を控除して計算しております。  
2. 新株予約権の行使により、発行済株式総数は206,000株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2018年10月15日	2022年11月18日
新株予約権の数		1,080個	380個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 216,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 38,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1,082円	7,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 156,800円 (1株当たり 784円)	新株予約権1個当たり 233,200円 (1株当たり 2,332円)
権利行使期間		2020年10月1日から 2025年10月31日まで	2023年12月1日から 2027年11月30日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員等の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,055個 目的となる株式数 211,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 380個 目的となる株式数 38,000株 保有者数 3名
	使用人	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名	—

(注) 1. 新株予約権者は、2019年9月期及び2020年9月期の各事業年度に係る監査済の損益計算書において、売上高が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適当等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、合理的な範囲内において、別途計上すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ① 2019年9月期の売上高が480百万円以上
- ② 2020年9月期の売上高が600百万円以上
2. 新株予約権者は、2023年9月期乃至2025年9月期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された経常利益が下記①乃至③の各号に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権に割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。
  - ① 2023年9月期の経常利益が659百万円以上の場合、割り当てられた新株予約権の1/3の行使可能
  - ② 2024年9月期の経常利益が777百万円以上の場合、割り当てられた新株予約権の1/3の行使可能
  - ③ 2025年9月期の経常利益が885百万円以上の場合、割り当てられた新株予約権の1/3の行使可能
3. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第2回新株予約権(注)1
発行決議日	2019年1月21日
新株予約権の数	490個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 98,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額	110円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 156,800円 (1株当たり 784円)
権利行使期間	2022年1月1日から 2029年1月24日まで
行使の条件	(注)2

役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	42個 8,400株 2名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	5個 1,000株 2名

- (注) 1. 本新株予約権は、当社の取締役及び従業員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、榊原暢宏を委託者とし、渡邊俊雄を受託者とする新株予約権信託設定契約を締結し、新株予約権信託を活用したインセンティブプランを構成するものである。
2. ①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できるものとする。
- ②本新株予約権者は、2019年9月期から2021年9月期までの当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における営業利益が次の各号に定める条件を達成している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (a)2019年9月期の営業利益が250百万円を超過していること  
(b)2020年9月期の営業利益が350百万円を超過していること  
(c)2021年9月期の営業利益が450百万円を超過していること
- ③本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに契約関係のある顧問及び業務提携先の外部協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	庄 司 武 史	－
取 締 役	小 田 則 彦	営業部長
取 締 役	松 井 雅 由	管理部長
取 締 役	若 月 光 博	ジャパンベストレスクューシステム株式会社 取締役執行役員 ジャパン少額短期保険株式会社 取締役
取 締 役	岩 本 一 良	岩本一良公認会計士事務所 所長 株式会社グッドスピード 社外取締役 株式会社オーディオストック 非常勤監査役 TechMagic株式会社 非常勤監査役
取 締 役	森 千 年	－
常 勤 監 査 役	成 瀬 彰	－
監 査 役	外 山 照 久	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー 医療法人社団嬉泉会 監事 株式会社かんざし 社外監査役 A&S監査法人 パートナー 株式会社オズビジョン 社外監査役
監 査 役	富 重 純 二	－

- (注) 1. 取締役岩本一良氏及び取締役森千年氏は、社外取締役であります。
2. 取締役岩本一良氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 監査役外山照久氏及び監査役富重純二氏は、社外監査役であります。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ① 2022年12月20日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、取締役藤原祐次及び取締役小杉徹の両氏は任期満了により退任いたしました。
  - ② 2022年12月20日開催の第13回定時株主総会において、松井雅由及び森千年の両氏は取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 常勤監査役成瀬彰氏及び監査役外山照久氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役成瀬彰氏は、他社及び当社にて経理・財務業務に携わってきた経験があります。
  - ・監査役外山照久氏は、公認会計士の資格を有しております。



6. 当社は、社外取締役森千年氏、社外監査役外山照久氏及び社外監査役富重純二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、及び各社外監査役との間に、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限定額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該被保険者に対して損害賠償請求を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役の報酬等の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、役位、キャリア、経営責任の度合い等に基づき、社外取締役及び監査役の意見を踏まえた上で、取締役会から授権された代表取締役社長庄司武史が適正な報酬額を決定しております。また、監査役の報酬等の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。なお、当社の役員の報酬等に関する株主総会決議日は2017年12月8日であり、取締役においては年額100百万円以内、監査役においては年額20百万円以内で報酬限度額を決定しております。

報酬等の種類は、2019年12月20日に開催された株主総会にて決議された、固定の基本報酬と変動の業績連動賞与に分かれております。業績連動賞与は、企業価値を向上させる経常利益額を指標とし、目標に対する評価係数に応じて算出しております。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	72,557千円 (11,280)	66,980千円 (11,280)	5,577千円 (-)	- 千円 (-)	7名 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,172 (4,800)	12,000 (4,800)	172 (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	84,730 (16,080)	78,980 (16,080)	5,750 (-)	- (-)	10 (5)

- (注) 1. 上表の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役1名を除いており、また2022年12月20日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めているためであります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は経常利益を採用しており、その実績は668,063千円であります。当該指標を選択した理由は企業価値を向上させるからであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して目標に対する評価係数を乗じたもので算定されております。

4. 取締役の金銭報酬の額は、2017年12月8日開催の第8回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）であります。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2017年12月8日開催の第8回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長庄司武史に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査役会がその妥当性等について確認しております。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 取締役岩本一良氏は、岩本一良公認会計士事務所 所長、株式会社グッドスピード社外取締役、株式会社オーディオストック非常勤監査役、及びTechMagic株式会社非常勤監査役であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役外山照久氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー、医療法人社団嬉泉会 監事、株式会社かんざし 社外監査役、A&S 監査法人 パートナー、及び株式会社オズビジョン 社外監査役であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 岩 本 一 良	<p>当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席いたしました。</p> <p>コンサルティング、及び様々な会社の監査に携わっている豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を行っております。</p>
取締役 森 千 年	<p>当事業年度の社外取締役就任後開催の取締役会14回すべてに出席いたしました。</p> <p>上場企業の執行役員、上場会社の子会社の代表取締役を歴任した豊富な知識と経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を行っております。</p>
監査役 外 山 照 久	<p>当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席いたしました。</p> <p>弁護士・公認会計士両方の資格を有した抜群の専門知識と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
監査役 富 重 純 二	<p>当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席いたしました。</p> <p>上場企業の執行役員、上場子会社の代表取締役、及び上場企業の監査役(非常勤)を歴任した豊富な知識と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 普賢監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法に従い「内部統制システムの整備に関する基本方針」を2019年9月20日に開催の取締役会にて決議し、2019年10月1日より施行しております。

この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を定期的に評価し、必要な改善措置を講じるほか、経営環境の変化等に対応して、この基本方針について不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用を実施することとしております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、「困っている人に「あんしん」を届けることで社会に貢献する！～ Quality of Life～」との経営理念を掲げ、すべての役員及び従業員が職務を執行するに当たっての基本方針とする。
- b. 当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンス（法令等の遵守）の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めるものとする。すべての役員及び従業員は、企業行動規範の基本原則である「コンプライアンス規程」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。
- c. 当社は、コンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反があった場合に対応するため、「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長、管理部長を事務局長とし、常勤の取締役・監査役、内部監査担当及びコンプライアンス推進担当で構成する。
- d. 当社は、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の内部通報窓口を設置し、通報者の保護を徹底した「内部通報運用規程」により、内部通報制度を整備・運用する。
- e. 当社は、独立性を確保した経営企画室の内部監査担当を設置し、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程等に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか、内部監査を通じて公正不偏に検証する。
- f. 当社は、社会的責任及び企業防衛の観点から「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、取引を含め一切関係を持たず、同勢力からの不当な要求に断固として応じないこととする。反社会的勢力による不当な要求に備えて、外部専門機関との連携体制の強化を図り、指導及び助言を受け、新規取引を開始する際には、事前に反社会的勢力に該当しないか調査を実施する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る議事録等の記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき定められた期間保存する。
  - b. 当社は、「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。個人情報及び特定個人情報については、法令及び「個人情報保護方針」に基づき厳重に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社は、損失の危険に対して、影響度の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。
  - b. 当社は、損失の危険すなわちリスクの全般的なコントロールを行うため、「リスク管理規程」に基づきリスクごとに担当部署を定め、内部監査担当部門によるモニタリングの下で、定期的にリスク管理に関する体制・方針及び施策等を総合的に検討する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、機動的な意思決定を行う。
  - b. 当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、「中期経営計画」を策定し、執行状況を監督する。
  - c. 中期経営計画を達成するため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a. 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、体制の整備・運用を図り、有効性評価及び改善等を行う。
  - b. 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による相互牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努める。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性を確保する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役が必要に応じて関係部門と協議のうえ指名する。
  - b. 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動、人事考課については、予め監査役会と事前協議をして同意を得るものとする。
  - c. 取締役は、監査役補助使用人がその監査業務を遂行する上で不当な制約を受けないように配慮しなければならないが、当該使用人は監査業務遂行にあたり不当な制約を受けたときは、監査役に報告し、制約の排除を求めることができる。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び部門長は、以下の項目に該当する事項が発生した場合、発見次第速やかに監査役に報告するものとする。
    - イ 当社の信用を著しく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
    - ロ 当社の業績に著しく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
    - ハ 企業倫理、コンプライアンス、定款に違反したものの、またその恐れのある重大なもの
    - ニ その他イ～ロに準ずる事項
  - b. 取締役及び従業員は、監査役求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査役求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うものとする。
  - c. 監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社の取締役及び従業員に対し不利な取り扱いを行わない。
  - d. 重要な決裁書類は、監査役閲覧に供するものとする。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
- a. 当社は、監査役会がその職務の執行について、当社に対し会社法第 399 条の 2 第 4 項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査役職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - b. 当社は、監査役会が、独自に外部専門家を監査役職務の執行のために利用することを求めた場合、監査役職務の執行に必要な場合を除き、その費用を負担する。



- ⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役が会計監査人及び内部監査担当部門と緊密な連携を保ち、足らざる点を補完しつつ相互に牽制する関係を構築し、効率的かつ効果的な監査が実施できるよう「三様監査」体制の環境を整備するものとする。
  - b. 監査役は、取締役から実効的かつ機動的な報告がなされるように、社内規程の整備その他社内体制の整備を取締役に求めることができる。
  - c. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
  - d. 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
  - e. 監査役は、監査役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- ⑩ 反社会的勢力の排除の体制
- 社会秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で接し、一切の関係を遮断するとともに、取引先等に対する反社会的勢力との関係有無の確認及び警察、弁護士等の外部関係者からの情報収集に努めております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、取締役会において制定した「コンプライアンスプログラム」の下、当社全役職員向けのコンプライアンス・セミナーを開催する等、役職員に対し定期的かつ継続的にコンプライアンス教育・研修を行っております。セミナーの開催以外にも、コンプライアンスに関する事項について、様々な会議体において定期的に発信することにより、コンプライアンス意識の底上げを図り、コンプライアンス意識の浸透及び徹底を図っております。

また、当社役員及び部門責任者、内部監査担当を構成員とするコンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会の委員長である代表取締役が原則四半期に1回開催し、「コンプライアンス規程」に基づき当社が、国内外法令及び社内規程を遵守し、社内規範を尊重した節度と良識ある行動を徹底させることを目的に、コンプライアンスに係る重要事項を審議しております。顧問弁護士がオブザーバーとして参加することがあります。

② 取締役の職務遂行の適正性及び効率性を可能ならしめる体制

取締役は「取締役会規程」に基づき、毎月1回定時取締役会を開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行っております。また、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。

③ 監査役の監査に実効性を確保するための体制

監査役は「監査役会規程」に基づき、毎月1回監査役会を開催し、「監査役規程」、監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。また、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時に監査役会を開催しております。常勤監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して効率的な監査の実施に努めております。

④ 内部通報の実効性を高めるための体制

当社は、コンプライアンス体制の充実及び強化を図るため「内部通報運用規程」を定め、その通報窓口を社内及び外部の弁護士、専門の内部通報管理会社としており、「内部通報運用規程」に準じて適切に取扱うよう定めております。又、「内部通報運用規程」では、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを禁止するほか、万一取締役や従業員が通報者に対して不利益な取扱いを行った場合には、常勤監査役が当該取締役や従業員に対して、必要かつ適切な措置を講ずることとし、通報者の保護を図っております。

⑤ リスク管理に関する取り組み

当社は、「リスク管理規程」を定め、また、当社役員及び部門責任者、内部監査担当を構成員とするとするリスク管理委員会を設置しております。当該委員会の委員長である取締役管理部長が、原則四半期に1回開催し、必要がある場合は、随時開催をしております。「リスク管理規程」に基づき、リスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの顕在化の防止及び損失の最小化を図ることを目的に、リスク管理に係る重要事項を審議しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する事項

今後の長期的・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主各位に対して、安定的かつ継続的な配当と利益還元を行うことを基本方針としております。

なお、当期末配当金については、2023年11月10日に発表のとおり、18円と決定いたしました。これにより、中間配当金15円とあわせた年間配当金は33円となります。

また、内部留保につきましては、当社事業の拡大に向けた事業基盤強化のための投融資に有効活用いたします。

# 貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,791,491</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,765,212</b>
現金及び預金	7,229,907	買掛金	68,827
売掛金	219,138	未払金	66,886
貯蔵品	26	未払費用	2,009
前払費用	236,570	未払法人税等	118,231
その他	105,847	未払消費税等	40,215
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,214,213</b>	前受収益	1,417,114
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>18,670</b>	賞与引当金	10,855
建物	14,815	その他	41,072
工具、器具及び備品	3,854	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,111,332</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>35,143</b>	資産除去債務	10,313
ソフトウェア	35,143	長期前受収益	7,059,753
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,160,400</b>	その他	41,264
投資有価証券	1,076,366	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,876,544</b>
出資金	20,061	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
長期前払費用	1,275,347	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,109,369</b>
投資不動産	761,893	資本金	164,432
繰延税金資産	12,652	資本剰余金	154,432
その他	14,079	資本準備金	154,432
<b>資 産 合 計</b>	<b>11,005,705</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,790,984</b>
		その他利益剰余金	1,790,984
		繰越利益剰余金	1,790,984
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△480</b>
		評価・換算差額等	3,021
		その他有価証券評価差額金	3,021
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>16,769</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,129,160</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>11,005,705</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,664,148
売上原価	564,151
売上総利益	1,099,996
販売費及び一般管理費	481,403
営業利益	618,592
営業外収益	
受取利息	367
有価証券利息	6,847
受取配当金	4,041
投資有価証券売却益	37,326
出資金運用益	1,025
投資不動産賃貸料	12,928
その他	288
の	62,824
営業外費用	
支払手数料	1,756
投資不動産賃貸費用	11,595
その他	2
の	13,353
経常利益	668,063
税引前当期純利益	668,063
法人税、住民税及び事業税	204,166
法人税等調整額	9,743
当期純利益	454,153

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資 準 備	本 金	資 剰 余 金 本 計	利 剰 余 金 合 計			そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	83,176	73,176	73,176	1,371,176	1,371,176	△50	1527,480	
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	81,255	81,255	81,255				162,511	
剰 余 金 の 配 当				△34,345	△34,345		△34,345	
当 期 純 利 益				454,153	454,153		454,153	
自 己 株 式 の 取 得						△429	△429	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )								
当 期 変 動 額 合 計	81,255	81,255	81,255	419,807	419,807	△429	581,889	
当 期 末 残 高	164,432	154,432	154,432	1,790,984	1,790,984	△480	2,109,369	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	45,085	45,085	2,230	1,574,796
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				162,511
剰 余 金 の 配 当				△34,345
当 期 純 利 益				454,153
自 己 株 式 の 取 得				△429
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△42,064	△42,064	14,539	△27,525
当 期 変 動 額 合 計	△42,064	△42,064	14,539	554,364
当 期 末 残 高	3,021	3,021	16,769	2,129,160

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 資産の評価基準及び評価方法

## 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

なお、債券のうち「取得価額」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く））及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

なお、取得原価が100千円以上200千円未満の資産につきましては、3年均等償却しております。

建物 6年～15年

工具、器具及び備品 5年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 投資不動産

定額法によっております。

主な耐用年数は、11年～43年であります。

## (3) 引当金の計上基準

## 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社が提供する役務は、一定の期間にわたり充足される履行義務であることから、一括にて收受した保証料については、保証期間にわたって均等に期間按分し、当事業年度で対応する額を収益計上しております。未経過分の保証料については1年以内に収益化される予定の額を前受収益、1年を超える予定の額を長期前受収益として計上しております。

なお、一時点で移転する財又はサービスについては、役務提供時に収益計上しております。

また、保険会社に支払う保険料についても、保証期間と同一の期間にわたって均等に期間按分し、当事業年度に対応する額を費用計上しております。未経過分の保険料については、1年以内に費用化される予定の額を前払費用、1年を超える予定の額を長期前払費用として計上しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「投資有価証券売却益」は、448千円であります。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）12,652千円

（繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額 15,899千円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

16,792千円

投資不動産の減価償却累計額

7,150千円



(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,353千円
② 短期金銭債務	6,292千円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	3,679千円
売上原価	2,035千円
販売費及び一般管理費	7,320千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	2,097,000株	206,000株	—	2,303,000株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使により206,000株の発行を実施したことによる増加分であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	31株	117株	—	148株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取り117株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年5月10日 取締役会	普通株式	34,345千円	15円	2023年3月31日	2023年6月23日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	41,451千円	18円	2023年9月30日	2023年12月20日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 314,000株

## 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について、主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、営業活動により調達することとしております。デリバティブ取引は利用していません。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、当社と業務上の関係を有する企業の株式及びリスクの少ない満期保有目的の債券、満期保有目的の債券に該当しない社債、投資信託として運用するものであり、発行体の財務状況や市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等及び未払消費税等につきましても、3ヶ月以内に納付期限が到来します。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券、投資信託については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業等の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価にも市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	200,000	180,780	△19,220
② その他有価証券	876,366	876,366	—
資産計	1,076,366	1,057,146	△19,220

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券				
株 式	53,121千円	－千円	－千円	53,121千円
社 債	－千円	280,000千円	－千円	280,000千円
投 資 信 託	－千円	543,244千円	－千円	543,244千円

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
投 資 有 価 証 券				
満 期 保 有 目 的 の 債 券				
ク レ ジ ッ ト リ ン ク 債	－千円	－千円	180,780千円	180,780千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

その他有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債は取引証券会社から提示された価格等を用いて評価しております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

投資信託は取引証券会社から提示された基準価格等を用いて評価しております。信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

満期保有目的の債券

当社が保有している満期保有目的の債券は、クレジットリンク債であり、取引証券会社から提示された価格を用いて評価しております。その提示価格が観察不能であることから、その時価をレベル3の時価に分類しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、賃貸用の共同住宅を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時価
761,893千円	776,000千円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	3,252千円
投資有価証券評価損	5,554千円
賞与引当金	3,321千円
資産除去債務	3,155千円
その他	614千円
繰延税金資産合計	15,899千円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,332千円
資産除去債務に対応する除去費用	△1,915千円
繰延税金負債合計	△3,247千円
繰延税金資産の純額	12,652千円

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	庄司武史	(被所有) 直接 2.96%	当社代表 取締役	新株予約権の 権利行使	78,400	—	—
役員	小田則彦	(被所有) 直接 1.09%	当社 取締役	新株予約権の 権利行使	44,688	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2018年10月15日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の金額を乗じた金額を記載しております。

## 11. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	住宅設備機器の延長保証事業
一時点で移転される財又はサービス	270,762
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,393,385
顧客との契約から生じる収益	1,664,148
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,664,148

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

**12. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産	917円29銭
(2) 1株当たり当期純利益	203円67銭

**13. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月16日

ジャパンワランティサポート株式会社  
取締役会 御中

### 普賢監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	佐 藤 功 一
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	嶋 田 両 児

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパンワランティサポート株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作



成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. その他

第14期の重点監査対象と位置づけた、「前受収益の妥当性確認」については問題ない旨心証を得ることができ、また「社外取締役との連携強化」については十分に達成できたと考えます。

2023年11月16日

ジャパンワランティサポート株式会社 監査役会

常勤監査役 成 瀬 彰 ㊞

社外監査役 外 山 照 久 ㊞

社外監査役 富 重 純 二 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考書類

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	しょう じ たけ し 庄 司 武 史 (1976年3月31日)	1999年4月 株式会社ぱど 入社 2001年4月 株式会社プロトコーポレーション 札幌第2事業部 事業部長 2007年9月 株式会社帝国データバンク 入社 2009年9月 株式会社ワランティマート 入社 2010年3月 株式会社トラスト・グロー・パートナーズ(現、当社) 設立 2013年4月 当社代表取締役社長(現任)	68.200株
<p><b>【選任理由】</b> 庄司武史氏は、当社設立メンバーあるとともに、当社社長として長年にわたり経営の指揮を執り、企業価値の向上を目指し、強いリーダーシップを発揮しております。また事業に精通し、人格及び見識も優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	お だ の り ひ こ 小 田 則 彦 (1978年2月9日)	2001年4月 株式会社神清カーゴサービス 入社 2005年5月 株式会社ウィンネットワークシステム 入社 2006年4月 株式会社ハセツパー技研 入社 2009年10月 株式会社ワランティマート 入社 2010年3月 株式会社トラスト・グロー・パートナ ズ(現、当社) 設立 2015年9月 当社取締役営業部長(現任)	25,000株
<p><b>【選任理由】</b>                      小田則彦氏は、当社設立メンバーであり、長年にわたり当社の営業部門の指揮を執り、営業で強いリーダーシップを発揮しております。また、当社事業に精通し、経験及び知識を有していることから引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
3	ま つ い ま さ よ し 松 井 雅 由 (1971年6月24日)	1996年4月 株式会社コモ 入社 2006年3月 イビデン株式会社 入社 2015年5月 パナソニックデバイスSUNX株式会社 入社 2017年8月 株式会社MARUWA 入社 2018年4月 同社 事業管理部経理室長 2019年3月 シェアリングテクノロジー株式会社 財務経理部連結決算課長 2019年6月 同社 財務経理部長 2020年6月 パローホールディングス株式会社 入社 2021年5月 当社入社 2021年10月 当社管理部第二管理部長 2022年12月 当社取締役管理部長(現任)	-
<p><b>【選任理由】</b>                      松井雅由氏は、複数の会社で管理、特に経理部門の経験と知識を有し、当社入社後も管理部門の体制の強化を推進しております。当該知見をもとにした提言や意見表明が、当社全体の管理体制の強化につながることを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	わか つき みつ ひろ 若 月 光 博 (1965年4月4日)	<p>2001年2月 トーマツコンサルティング株式会社 (現、デロイトトーマツコンサルティング合同会社) 取締役</p> <p>2004年3月 プロジェクトA株式会社 代表取締役社長</p> <p>2007年2月 株式会社アドバンスト・コミュニケーションズ 常務取締役</p> <p>2010年10月 株式会社スイートスタイル 取締役管理本部長</p> <p>2012年3月 同社 代表取締役社長</p> <p>2017年1月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長</p> <p>2017年6月 ジャパン少額短期保険株式会社 取締役(現任)</p> <p>2017年12月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社取締役執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長</p> <p>2018年12月 当社 取締役(現任)</p> <p>2021年9月 株式会社アクトコール(現、ジャパンベストレスキューシステム株式会社)取締役</p> <p>2022年4月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社取締役執行役員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)          ジャパンベストレスキューシステム株式会社          取締役執行役員          ジャパン少額短期保険株式会社 取締役</p>	-
<p><b>【選任理由】</b>          若月光博氏は、当社の親会社の取締役であるとともに、複数の企業の取締役を務め、企業経営に精通しており、また、経営コンサルタント業務を通じて培われた豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	<p>※ みず の のぶ かつ 水 野 信 勝 (1952年12月11日)</p>	<p>1976年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2003年7月 同法人代表社員 2005年7月 同法人三重事務所地区経営執行役員 2017年7月 水野信勝公認会計士事務所所長（現任） 2017年9月 フルハシEPO株式会社社外取締役（現任） 2018年5月 株式会社ダイセキ社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) フルハシEPO株式会社社外取締役 株式会社ダイセキ社外取締役（監査等委員）</p>	—
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 水野信勝氏は、公認会計士として豊富な経験や見識を有しており、当社の事業運営へ適切な助言をいただくことを期待して社外取締役候補者といたしました。当社は、同氏が選任された場合には、当事業年度同様の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
6	もり 森 千 年 (1957年6月26日)	1980年4月 三菱鉱業セメント株式会社（現、三菱マ テリアル株式会社）入社 2011年6月 同社 執行役員人財部門長 2012年6月 同社 執行役員経営戦略部門経営企画部 長 2013年4月 同社 常務執行役員経営戦略部門長 2015年4月 同社 常務執行役員及び三菱総合材料管 理（上海）有限公司董事長兼総経理（中 国総代表） 2017年4月 宇部三菱セメント株式会社（現、UBE 三菱セメント株式会社）代表取締役副社 長 2018年4月 同社 代表取締役社長 2020年4月 同社 相談役 2022年12月 当社 取締役（現任）	—
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>森 千年氏は、長年にわたり経営戦略部門及び経営者として企業経営に係る豊富な経験や見識を有しており、企業経営に精通していることから引き続き社外取締役候補者といたしました。当社は、同氏が選任された場合には、長年の豊富な経営者としての経験を活かし、同氏に対して持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待しております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 水野信勝氏及び森千年氏は、社外取締役候補者であります。
4. 森千年氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 若月光博氏は、当社の親会社であるジャパンベストレスキューシステム株式会社の取締役執行役員であり、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。なお、ジャパンベストレスキューシステム株式会社における地位及び担当につきましては、「略歴、当社における地位及び担当」に記載のとおりであります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、水野信勝氏及び森千年氏が選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として届け出る予定であります。



## 第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である普賢監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

同監査法人については、会計監査が適切に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えておりますが、当社の現状の事業規模等に適した監査対応等、及び監査費用の相当性を総合的に検討した結果、監査法人八雲を新たに会計監査人として選任する議案の内容を決定しました。

また、監査役会が監査法人八雲を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制等の観点及び監査報酬の水準等について総合的に検討した結果、新たな会計監査人として適任と判断したためであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	監査法人八雲
事 務 所	東京都中野区三丁目13番11-701号
沿 革	2014年6月2日 監査法人八雲 設立
概 要 (2023年9月30日現在)	構成人員 常勤社員：公認会計士6名 非常勤職員：公認会計士15名 その他：1名 計22名 関与社数 11社

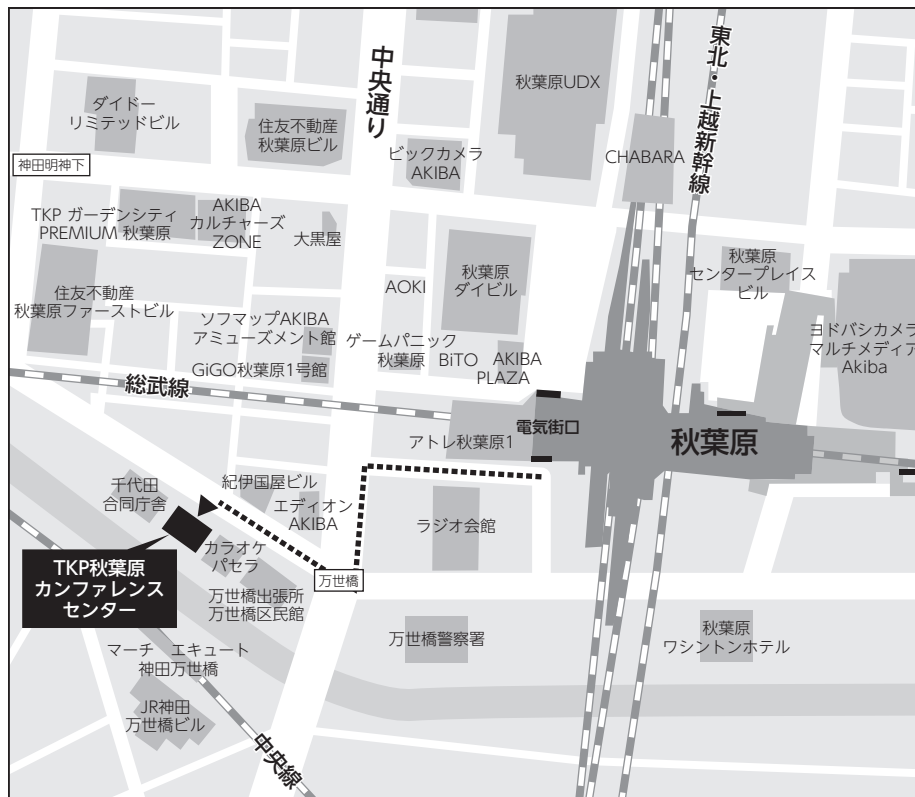
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区外神田一丁目1番8号

京東芝万世橋ビル 5階

TKP秋葉原カンファレンスセンター ホール5A



交通 JR秋葉原駅 電気街口徒歩4分

